附則の次に次の別表を加える。

**別表**（第十五条関係）

| | | |
|---|---|---|
| 第百十二条第一項本文 | 前条の規定による措置を開始した | 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた |
| 第百十二条第一項ただし書 | 前条の規定による措置を開始した | 当該掲示を始めた |
| 第百十三条 | 書類又は電磁的記録 | 書類 |
| | 記載又は記録 | 記載 |
| | 第百十一条の規定による措置を開始した | 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた |
| 第百三十三条の三第一項 | 記載され、又は記録された書面又は電磁的記録 | 記載された書面 |
| | 当該書面又は電磁的記録 | 当該書面 |
| | 又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録 | その他これに類する書面 |
| 第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項 | 方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法 | 方法 |
| 第百六十条第一項 | 最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。） | 調書 |
| 第百六十条第三項 | 前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に | 調書の記載について |
| 第百六十条第四項 | 第二項の規定によりファイルに記録された電子調書 | 調書 |
| | 当該電子調書 | 当該調書 |
| 第百六十条の二第一項 | 前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容 | 調書の記載 |
| 第百六十条の二第二項 | その旨をファイルに記録して | 調書を作成して |
| 第二百五条第三項 | 事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項 | 事項 |
| 第二百十五条第四項 | 事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項 | 事項 |
| 第二百三十一条の三第二項 | 若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する | 又は送付する |
| 第二百六十一条第四項 | 電子調書 | 調書 |
| | 記録しなければ | 記載しなければ |

（社債、株式等の振替に関する法律の一部改正）

**第九十条**　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七十条の二第二項、第百二十七条の八第二項、第百三十三条第二項、第百六十九条第二項及び第百九十八条第二項中「謄本」の下に「若しくは当該判決であって執行力を有するものの内容を記載した書面であって裁判所書記官が当該書面の内容と同一であることを証明したもの」を加える。

（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正）

**第九十一条**　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十九条」に改める。

第十八条を第十九条とする。

第十七条中「及び第四十条」を「、第四十条及び第四十二条の二」に改め、同条を第十八条とする。

第十六条の次に次の一条を加える。

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿）

**第十七条**　発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編第八章の規定を準用する。この場合において、同法第百三十三条第一項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人（非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十一条第五項に規定する利害関係参加人をいう。第百三十三条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）」と、同法第百三十三条の二第二項中「訴訟記録等（訴訟記録又は第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録」とあるのは「発信者情報開示命令事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条第九号に規定する発信者情報開示命令事件」と、「）中」とあるのは「）の記録中」と、同法第百三十三条の四第一項中「者は、訴訟記録等」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人又は利害関係を疎明した第三者は、発信者情報開示命令事件の記録」と、同条第二項中「当事者」とあるのは「当事者又は利害関係参加人」と、「訴訟記録等」とあるのは「発信者情報開示命令事件の記録」と、同条第七項中「当事者」とあるのは「当事者若しくは利害関係参加人」と読み替えるものとする。

**第九十二条**　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を次のように改正する。

第十七条中「第一編第八章」の下に「（第百三十三条の二第五項及び第六項並びに第百三十三条の三第二項を除く。）」を加え、「同法第百三十三条の二第二項」を「同条第三項」に改め、「記録中」との下に、「について訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処分記録の閲覧等又は電磁的証拠収集処分記録の閲覧等をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同法第百三十三条の二第一項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付」と、同条第二項中「訴訟記録等中」とあるのは「発信者情報開示命令事件の記録中」と、同項及び同条第三項中「に係る訴訟記録等の閲覧等」とあるのは「の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製」と、同法第百三十三条の三第一項中「記載され、又は記録された書面又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」と、「当該書面又は電磁的記録」とあるのは「当該書面」と、